

## ◎社会保険（健康保険・厚生年金保険）必要書類について

### 1. 提出書類

#### ①年金手帳（お持ちの方のみ）

⇒20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者とする場合、配偶者の年金手帳の準備もお願い致します。なお、配偶者は年間収入が**130万円未満**であることが条件です。

#### ②非課税証明書、在学証明書

⇒同居の配偶者及び高校生の子以外の20歳以上60歳未満の方が同居している場合に必要です。

#### ③住民票

⇒直系尊属、配偶者、子、孫、弟妹以外の方が同居している場合に必要です。

#### ④法人登記簿謄本（3ヶ月以内の原本）

#### ⑤賃貸借契約書（写）

⇒事務所を借りている場合に必要です。転貸、間借り等の場合は賃貸人等の承諾書が必要です。

### 2. 確認書類（社会保険事務所窓口で確認され次第、お返しします）

#### ①労働者名簿⇒役員、社員の雇入年月日、職歴が記入されているもの

#### ②出勤簿⇒出勤状況が把握できるもの（役員、パート、アルバイト等を含む）

#### ③賃金台帳⇒給与支払明細の分かるもの。

賃金の支払実績がない場合は以下のように給与支払明細の分かるもの。

- ・取締役会議事録
- ・雇用契約書
- ・雇入通知書

#### ④源泉所得税の領収証書・・・納税実績がない場合は以下の書類のいずれか1つ

- ・給与支払事務所等の開設届出書の控
- ・源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の控
- ・法人設立届書の控
- ・事業開始等申告書の控

#### ⑤直近の決算書

#### ⑥代表取締役等が現に被用者保険に加入している場合は、その被保険者証の写し

### 3. その他⇒以下のデータが分かる書類の準備をお願い致します。

#### ①役員、社員本人に関する事項

⇒住所（郵便番号含む）、氏名、生年月日、

月額報酬（全ての諸手当を合算します。但し、年3回まで支払われる賞与は含めません）

②役員、社員で20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者（年収130万円未満）とする場合

⇒配偶者の氏名、生年月日、職業（パート、無職など）、収入

③その他の被扶養者（子供）がいる場合

⇒子供の氏名、生年月日、性別、続柄、職業（大学2年、高校3年など学年まで具体的に）、収入、同居・別居の区別